

施設長 様

インフルエンザ罹患報告書

園児 組・氏名：

発症日： 年 月 日 (病気による熱等の症状が始まった日)

診断日： 年 月 日 (医療機関で診断された日)

医療機関名：

診断名：インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明該当する項目に○を付けて下さい

解熱日： 年 月 日

令和 年 月 日 保護者氏名(自署)：

【インフルエンザによる出席停止期間の基準】

次の①～③を満たしたら、再登園が可能です。

- ① 発症日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。  
② 解熱(平熱[37.5度未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、

3日間を経過していること。

- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後3日間を経過するまで」

【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して施設に提出してください。

	体温測定日	測定時間：体温 (AM)				測定時間：体温 (PM)			
発症日	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
1日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
2日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
3日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
4日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
5日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
6日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
7日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
8日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
9日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
10日目	月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度

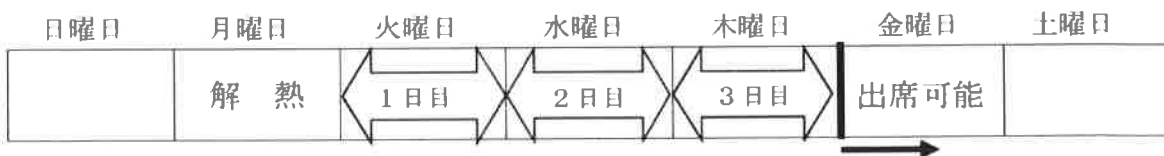
※医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。

<出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1日目）、水曜日（2日目）及び木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園許可（出席可能）ということになります（図1）。

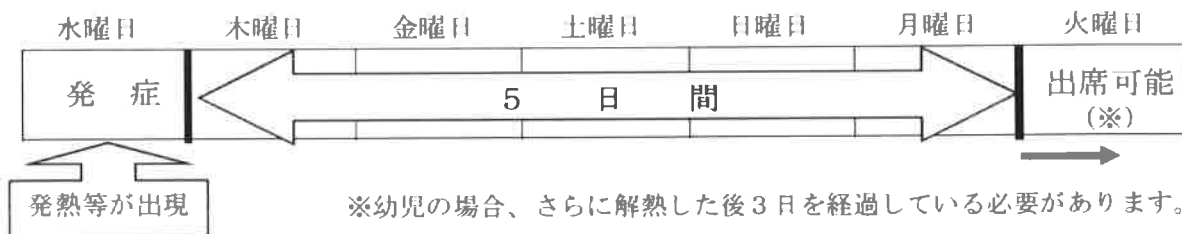
図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます（図2）。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「“発症した後5日を経過”し、かつ“解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過”するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方



【参照】厚生労働省 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」